

第2章 環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの提出意見の概要と当社の見解

「環境影響評価法」第8条及び第9条に基づく、方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要及びこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

表 2-1(1) 環境影響評価方法書について提出された意見と当社の見解

No.	一般の意見	当社の見解
1	<p>鳥類調査については、猛禽類、ガン・カモ・ハクチョウ類等が網羅されており、異存はありません。</p> <p>対象地域は、日本におけるガン・カモ・ハクチョウ類の春の主要な渡りルートとなっています（ガン10万羽、カモ類10万羽、ハクチョウ類1万羽以上と推測）が、渡り期間は雪解け時期の1～2週間程度と短いことから、時期を逃さず調査していただくことを期待いたします。</p>	<p>ガン・カモ・ハクチョウ類の春の北帰行調査を実施する際は、渡りのピーク時期を逃さずに実施します。</p>
2	<p>また、チュウヒに着目して、えさとなるネズミ類の生息状況まで調査する点は、とてもよいことだと考えます。</p> <p>調査の結果、非常にすばらしいデータを得られると思われしますので、願わくは、調査結果を拝見させていただければ幸いです。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>また、調査結果については、今後作成する準備書において、重要種に関する位置情報を除いて、公開させていただきます。</p>
3	<p>図 3.2-5 より対象事業実施区域を西側部をA、中央部をB、北側部をCとするとAの北西部、Bの東南部、Cの西部と南東部に保安林が存在する。</p> <p>当地域の保安林にはフクロウ、トラフズク、コノハズク等のフクロウ類、湖沼近くの保安林には、サシバ、オオタカ等、タカ類の繁殖例がある。</p> <p>保安林は多く鳥獣の移動、渡り時の大動脈となる。そこで事業実施予定地付近の保安林について鳥類生息実態調査を行い、季節的利用状況を知る必要がある。</p>	<p>鳥類の現地調査においては、ご指摘の保安林について季節ごとの利用状況を把握すべく、調査を実施します。</p>

表 2-1(2) 環境影響評価方法書について提出された意見と当社の見解

No.	一般の意見	当社の見解
4	<p>なお、事業地周辺は砂地、湿地、防風林、湖沼が多くカシワ・ササ群落が優占する生態系豊かな地域である。湿地、湖沼にはカモ類、サギ類、カワウ、オオバン、カンムリカイツブリ、シギ・チドリ類、各種昆虫類、両生類が目立ち、これらを食すタカ類、ハヤブサ類も出現する。草地にはコジュリン、コヨシキリ、ウグイスが生息し、夏季にはこれらに卵を預けるカッコウ、ホトトギスが多い。</p> <p>こうした生態系豊かな地域の環境保全には上記の保安林保全が欠かせない。保安林保全の手法を環境影響予測・評価で説明できるようにしていただきたい。</p>	<p>ご指摘の保安林については、事業を進めていく際は、改変を回避します。</p>